

発行/芦屋市役所

☎ 0797-31-2121 0797-38-2152

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

http://www.city.ashiya.lg.jp/

info@city.ashiya.hyogo.jp

■問い合わせ 防災安全課 ☎38-2093

本市の被災地支援への取り組み

三月十一日金午後二時四十六分東北地方三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、東北地方を中心に甚大な被害が出ています。本市では、市長メッセージにもありますように、被災地としての経験と教訓を踏まえ、できる限りの支援を行っていきます。

■職員等の派遣(三月二十二日時点)

すでに地震発生の日には、第一次緊急消防援助隊三人を、同十四日には第二次緊急消防援助隊三人と、応急給水支援四人を、十六日には災害対策本部業務支援二人を派遣し、十八日・二十一日にも第三次第四次緊急消防援助隊各四人、二十一日には下水道管路被害調査支援として職員二人を、被災地宮城県へ向けて派遣しています。

今後、要請に応じて被災地への職員派遣を続けていく予定です。■救援物資の提供(三月十八日時点)被災地からの要請に応じ、本市では三月十七日・十八日に、それぞれ備蓄の飲料水・食料品・粉ミルク・紙おむつ・毛布・生活用品・マスク等を、福島県二本松市へ送りました。



被災地支援に出発する職員を見送る山中市長ほか職員(3月16日)



東北地方太平洋沖地震の被災地にできる限りの支援をしていきます

東北地方太平洋沖地震でお亡くなりになられたかたがたに哀悼の意を表するとともに、被災された皆さんにお見舞いを申し上げます。また、現在行方不明のかたがたが一人でも多く無事に救出・発見されますことを、心からお祈り申し上げます。

3月11日の「東北地方太平洋沖地震」発生時には、予算特別委員会の開催中でしたが、本市でも緩やかな揺れを感じました。

第一報が入り、直ちに委員会を中断し、気象庁発表の津波注意報の発表に伴い、いち早く「芦屋市災害警戒本部」を設置、防災行政無線で市民の皆さんへ注意喚起の情報発信を行ったところです。

今回は幸い本市の被害はありませんでしたが、次々に報道される広範囲な被災地域の計り知れない被害状況に、私は16年前の「阪神・淡路大震災」の光景と重なる思いがいたしました。

阪神・淡路大震災では、甚大な被害を受けた本市に、全国各地からとても温かい支援をいただきました。そのときの感謝の気持ちを、今も忘れることはできません。

本市は震災を経験した数少ない自治体として、今回の地震の被災地に対し、職員派遣や機材・物資の提供ほか、継続的にできる限りの支援をしていきます。

すでに地震発生当日から、緊急消防援助隊として救急救命士・救急車を第4次隊まで派遣(宮城県等)以降も職員を 応急給水支援として宮城県塩竈市へ、災害対策本部業務支援として青森県八戸市へ、下水道管路被害調査支援として宮城県へ派遣しました。また救援物資も、福島県二本松市からの要請に応じ備蓄の飲料水・食料品・粉ミルク・紙おむつ・毛布・生活用品・マスク等を送りました。

さらに、被災者への市営住宅の提供や、義援金の募金箱の設置ほか、3月22日には「芦屋市被災地支援対策本部会議」を設置、今後ともできる限りの支援をしていけるよう支援体制を整えました。

義援金やボランティア支援のお問い合わせも数多くいただいており、市民の皆さんの温かいお気持ちに感謝しています。

ボランティア支援活動が開始できるようになりましたら、ぜひともフェニックス基金もご活用いただきたいと思います。

最後になりましたが、市民の皆さんにおかれましては、いま一度、身の回りの防災用品や非常用品の確認をお願いしたいと思います。

芦屋市長 **山中 健**

■公営住宅への受け入れ
市内の公営住宅のうち、市が管理する四戸を被災者用住宅として提供し、三月二十二日から住宅課で受け付けを開始しました。

■義援金の募集
今回の義援金の募集に当たり、本市では各団体のご参加をいただき、「東北地方太平洋沖地震災害義援金募集委員会」を設置し、広く義援金を募ることとしました。三月十五日から、市内公共機関各所に募金箱を設置しています。皆さんのご協力をお願いします。

※構成団体(市内十四団体)
芦屋市/芦屋市環境衛生協会/芦屋観光協会/国際ソロプチミスト芦屋/芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会/芦屋市自治会連合会/芦屋市商工会/芦屋市消費者協会/芦屋市スウト育成会/芦屋市赤十字奉仕団/芦屋動物愛護協会/芦屋市PTA協議会/芦屋市婦人会/芦屋市老人クラブ連合会

今後当該委員会において被災地のかたがたの支援と復興に有効に活用するため、義援金の寄贈先などを検討していきます。なお、当該義援金については、税法上の優遇措置等の適用の対象にはなりません。



日本赤十字社 東北関東大震災義援金

市の地域福祉課では、日本赤十字社の募金活動をご紹介します。

日本赤十字社の義援金については、半券をもって「受領書」とさせていただきます。また、物品での寄附は受け付けていません。

本寄附金については、個人の所得税控除および法人税の寄附金控除の対象となります。

また、個人住民税の寄附金控除の対象ともなります。

- 期間 3月12日～9月30日
- 口座 日本赤十字社東北関東大震災義援金 / 郵便振替 0014-8-507

問い合わせ
日本赤十字社兵庫県支部振興課
☎078-241-8921 / FAX078-241-6990